

北海道におけると畜牛のBSE検査の見直し(案)
に関する説明会

日 時 平成25年6月6日(木) 13:30～
場 所 旭川市 大雪クリスタルホール レセプション室

(1)開 会

○司 会(道農政部畜産振興課):

ただいまから、「北海道におけると畜牛のB S E検査の見直し(案)に関する説明会」を開催します。

私は、本日の進行を務めます北海道農政部の多田と申します。よろしく申し上げます。

開会に当たりまして、北海道農政部食の安全推進局長の多田よりご挨拶申し上げます。

○多田食の安全推進局長(道農政部):

道の農政部でB S E対策を担当しています食の安全推進局長の多田と申します。「北海道におけると畜牛のB S E検査の見直し(案)に関する説明会」の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中をご出席いただき、心からお礼を申し上げます。B S E対策については皆さんご承知のとおり、平成13年9月の国内での最初の発生以降、これまで飼料規制やと畜場における特定危険部位の除去、あるいはB S E検査、さらにはトレーサビリティなど関係者が一丸となって取り組みをしてきたところです。その結果、国内においては平成21年1月を最後に発生はなく、さきの5月29日にフランスのパリで開催されておりました国際獣疫事務局の総会において、我が国がB S E清浄国、「無視できるB S Eリスク」の国に認定されたところです。

現在、国ではB S E対策の見直しを行っており、と畜牛の検査対象月齢の30か月齢超から48か月齢超への引き上げに関する手続を進めているところです。こうした中で道としても、と畜牛のB S E検査のあり方について、知事の附属機関である北海道食の安全・安心委員会に専門部会を設置しまして、牛肉の生産、流通、消費、学術専門家による「北海道が行うB S E検査のあり方についての提言」を取りまとめていただいたところです。

道としては、この提言を踏まえまして「北海道におけると畜牛のB S E検査の見直し(案)」を取りまとめまして、5月の23日に公表したところです。現在この案について広く道民の皆様からご意見を伺うためのパブリックコメントを行っており、また、道民の皆様や関係団体からのご意見をもとに今後、慎重に検討を進めることとしています。

このような説明会は5月20日にもこの会場で行いましたが、そのときは食の安全・安心委員会からいただいた提言のご説明をいたしました。今日の説明会は、内容的には一部重複する説明もあるかと思いますが、これまでのB S E対策あるいは提言、見直し(案)について理解を深めていただくこととあわせまして、皆さんのご意見をお聞きする趣旨で開催するものです。我々としてもわかりやすい説明に努めていきたいと思っております。また、今日ご参加の皆様方には、どのようなご意見でも結構ですので、どんどん出していただきたいと思っております。

簡単ではありますが開会に当たっての挨拶といたします。今日はよろしくお願ひいたします。

○司 会(道農政部畜産振興課):

それではここで、配付しています資料の確認をいたします。

最初にアンケート用紙、次に資料1、北海道におけるB S E対策並びに北海道食の安全・安心委員会からの「北海道が行うB S E検査のあり方についての提言」、次に資料2

「北海道におけると畜牛のBSE検査の見直し(案)について」の三つの資料を配付しています。資料が不足してありましたら受付の係員にお申しつけください。またアンケート用紙については、受付に回収箱を用意していますので、お帰りの際に提出をお願いいたします。

続いて、本日の進行についてご説明いたします。

最初に、北海道におけるBSE対策並びに北海道食の安全・安心委員会からの「北海道が行うBSE検査のあり方についての提言」について、北海道農政部生産振興局畜産振興課主幹の小田より説明いたします。

続きまして、北海道におけると畜牛のBSE検査の見直し(案)について、北海道農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生担当課長の奥田より説明いたします。

その後10分間の休憩を挟みまして、本日の内容について会場の皆様との質疑の時間をもちたいと思います。

なお、質問については、効率的にお答えしていくため、市町村、所属、氏名をはっきり述べていただき、質問は1人1問で簡潔にお願いします。

(2)説 明

○司 会(道農政部畜産振興課):

それでは、まず初めに、北海道におけるBSE対策並びに北海道食の安全・安心委員会からの「北海道が行うBSE検査のあり方についての提言」について小田から説明いたします。

○小田主幹(道農政部畜産振興課):

北海道農政部畜産振興課の小田と申します。先ほどの挨拶にもありましたが、5月20日にこの会場で説明会を開催した際にご説明した内容と重複しますが、改めて皆様これまでの北海道、国のBSE対策の内容と、今回の見直しに関しまして道の附属機関であります北海道食の安全・安心委員会からの提言の内容について説明させていただきます。

(スライド1、2)

では、北海道におけるBSE対策並びに北海道食の安全・安心委員会からの提言の内容についてご説明させていただきます。

本題に入る前に、改めてBSEという病気について概略を説明させていただきます。

BSEは、日本では牛海綿状脳症と訳されるように牛の病気の一つです。牛の脳の細胞が、あたかもスポンジを割ったときの空胞がたくさんあるような状態になってしまうのが主たる症状で、その結果、運動機能がおかしくなったり、奇声を発する、暴れる、視力がなくなるなどの症状を発症する病気です。

BSEの原因ですが、これも各方面でよく報告されていますが、もともとあるたん白質の一種のプリオンたん白質が、異常な構造になったものを体に取り込んだ結果、最終的には脳とか中枢神経系に移行し、そこに蓄積することで、先ほどお話したような脳の病変が生じてしまうことが原因です。

BSEはこれまで世界で19万頭位報告がありますが、このように広がってしまった原因は、牛の飼料として、牛から作った肉骨粉などの色々な再利用飼料を使っており、その中

にBSEにかかった牛が混入していたことで、その牛の持っていた異常プリオンが健康なほかの牛にも伝わってしまったことが原因として考えられています。

BSEは牛の病気ですが、これが社会的に大きな問題となった大きな要因は、人の変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の原因が、BSEにかかった牛の異常プリオンを摂取したことで発症するのではないかというような知見が出まして、この結果、BSE、そして人への移行が大きく社会問題として取り上げられるようになったことによります。

もともとクロイツフェルト・ヤコブ病というBSEと同じく脳の異常が原因で起きる病気が人にもありまして、非常に発生率が低いことと、高齢の方に発生が多いのが特徴です。一方で、牛から人へ伝染したとされているクロイツフェルト・ヤコブ病、これはBSEが原因ではないかということで変異型クロイツフェルト・ヤコブ病と呼ばれていますが、こちらは20歳前後の若い人でも発症するのが特徴です。クロイツフェルト・ヤコブ病の中では変異型としてカテゴリーを分けて研究されています。

(スライド3)

国内では、主に高齢者が発症するクロイツフェルト・ヤコブ病は、孤発性クロイツフェルト・ヤコブ病と呼ばれ、これは原因不明なのですが、100万人に1人位が発症しています。一方で、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病は幸いなことに日本ではこれまで感染事例はありません。世界的には220名ほど感染例が報告されています。

BSEについては世界的に対策が講じられていて、原因となる肉骨粉などの飼料の規制が強化されたり、異常プリオンが溜まりやすい脳や脊髄のような特定危険部位とされているところの除去が徹底されてきた中で徐々に世界的にほとんど発生がなくなっている状況にあり、それとともに変異型クロイツフェルト・ヤコブ病もなくなってきているのが現状です。

(スライド4)

それでは、国内、道内でBSE対策がどういう経過で行われてきたかについてです。

平成13年9月、国内で初めてBSE感染牛が確認され、11月には北海道でもBSE感染牛が確認されています。

BSEの発生を受けまして、平成13年10月には飼料規制、と畜牛の特定危険部位の除去、もう一点は、BSEの発生が非常に社会問題化していましたので全頭検査が実施されています。併せて飼料規制、特定危険部位の除去そして全頭検査、これらの対策の効果を見極めるための死亡牛の検査もこのころ始まりました。また、これを機に日本国内では個体識別制度、いわゆるトレーサビリティ制度が導入されまして、牛の耳に、一頭一頭異なる番号のついた耳票が装着されていて、その番号により牛の履歴、出生年月日、年齢などのデータを検索できるシステムが構築されています。

そういった対策を平成13年以降続けていて、その結果、国では、平成17年8月に省令改正を行い、と畜場での検査対象をそれまでの全頭から21か月齢以上、つまりは21か月齢未満の牛についてはもう検査はやめることで整理をしました。当時は、現場の混乱を回避する趣旨から3年間は各都道府県が行う検査に対しては国からの補助を継続する、ただし、平成20年をもって21か月齢未満の検査に対しては国は助成しないと整理されました。

ただ、この頃は国内でBSE患者が依然として発生していて、また、全国的な対策の効果がどう出ているか、確実に安全だと言うにはデータの的にも不足していました。北海道は、

平成19年10月から11月に道のBSE対策本部が旭川、函館、札幌、帯広で、国がと畜牛のBSE検査月齢を21か月齢以上に引き上げるについて道民の皆さんとの意見交換会を開催しました。その中では、やはり国産牛とはいえ、まだ不安だという声が非常に多く、また、科学的なデータも先ほどの理由で確実に裏づけられていないことがありましたので、道としては、当面20か月齢以下の牛についても国からの補助がなくても道の予算で自主的に検査を続けることを決め、現在に至っています。

ただ、北海道だけではなく、全国的にこのようなことで全頭検査が継続されてきた経緯にあります。

その後、このような対策が徐々に功を奏して、平成21年1月に最後のBSE感染牛が確認され、以降、国内ではBSE感染牛は確認されていません。その状況を踏まえて平成21年5月にはOIE、国際獣疫事務局という国際機関から、日本は「管理されたリスク」の国に認定されて、一定の対策効果が世界的に認められたところです。

これらの対策はこのまま継続され、平成25年5月29日にOIEの総会で日本は、「リスクを無視できる国」（つまり清浄国）に認定されました。この動きは、平成23年位からあり、食品安全委員会等の国の諮問機関の中でもそのことを踏まえた議論が深められ、国は、平成25年4月にと畜牛の検査対象月齢を30か月齢超に変更しています。

今回、一旦は30か月齢で線を引いたのですが、もっと上げたらリスクはどのようなだろうという議論も平行して行われまして、その結果として、48か月齢超まで上げててもリスク的には何ら変わることがない、食べても安全ですとの結論をいただき、国は更なる見直しの作業を進めている状況です。

そういった状況を踏まえて、道として、現在は全頭検査を継続していますが、これまでの対策の効果や国の見直しを受けて、今後の対策の見直しを行っている状況です。

（スライド5）

これまで実施してきたBSE対策について、改めてポイントを絞ってご説明させていただきます。

1点目は飼料規制ですが、BSEの原因になる牛の飼料、これは肉骨粉を使わない体制で臨んでいて、その結果、発生リスクが大きく低下しています。日本だけではなく、世界的にも1992年の3万7,000頭が2012年には21頭まで激減しています。これが牛のBSEを低下させている最大の要因だと思います。

2点目はSRMの除去。脳、脊髄などの特定危険部位をきちんと除去することで、牛肉の安全が確保されています。これは人の安全対策の部分での取り組みですが、異常プリオンたん白質が仮にあったとしても、このような蓄積部位を除去することによってほかの牛へ、あるいは牛から人へのリスクが回避されています。

あとはBSE検査ですが、これは二つあります。一つは、と畜牛の検査。もう一つは、死亡牛のBSE検査です。死亡牛の検査は、BSE対策が有効に機能しているかどうかを最終的に確認していく趣旨で行われています。

また、このような国内の牛の流れは、トレーサビリティ制度、個体識別制度によって、出生年月日等の情報や移動情報など最終的にと畜されたなどの個体情報が一元管理されており、いつでも確認できる制度になっています。

（スライド6）

次に飼料規制の中で出てきました肉骨粉について、もう一度改めて説明します。牛などの家畜をと畜する際に、人の口には入らない不要な部分、残渣と言って捨てるべきものと死亡牛を材料にして化製処理を行い、脂分や水分を除いて作られる粉末状のものです。この肉骨粉は飼料だけでなく肥料などにも使われていました。現在は牛、羊など反すう動物由来の肉骨粉は使用が全面的に禁止されていて、処理した肉骨粉は全て焼却されています。外国からの輸入も禁止されており、これら一連の措置を総称して飼料規制と言っています。このため牛の口には一切入っていません。

(スライド7)

飼料の監視や検査の体制についてですが、国内の牛由来の原料や海外からの飼料原料は、このような検査体制で確認しています。

まず、輸入については全面禁止で、これは国が所管の動物検疫所が輸入原料を厳重に監視・指導して輸入を止めています。あとは、農林水産消費安全技術センターが、その状況が本当に大丈夫かということを検査や指導で確認しています。

国内については、これは化製場や飼料工場のイメージなのですが、原料から配合飼料、混合飼料などの飼料が作られています。取り扱いがきちんとされているかどうかのチェックを、国の出先機関の北海道農政事務所や北海道が検査を実施して安全性を確保しています。立入検査では、飼料を収去し、分析・検査を行い、牛由来のたん白質が入っていないかを調べています。現在、地方独立行政法人の畜産試験場が検査を担当しています。飼料については、このように厳重な体制がとられています。

(スライド8)

次に特定危険部位、SRMについてですが、これはBSEを発症した牛について、異常プリオンが溜まりやすい部位を示す模式図です。最終的には、脳や脊髄、脊髄の上にある神経の束の神経節、そして腸の中の一部ですが回腸で蓄積が認められます。これは発症状態なので、一定時間たった状態ですが、BSEプリオンが入った飼料を食べた直後では、人もそうですが、まず物を食べると、一つの関所があって、これが扁桃です。風邪を引くと痛くなったり声が出なくなったり、腫れると熱が出たりするところですが、BSEプリオンはまずこの扁桃にひっかかって、そこから吸収されていくデータがあります。

そして、そこをすり抜けたものは胃や小腸等を回り、最終的に回腸からも吸収されやすいことの研究成績が出ています。これらの部位から吸収されたものが、こういうところに蓄積して、一定の蓄積量を超えると発症するメカニズムになっています。

ただし、蓄積するまで一定の期間がかかりますので、ある程度の高齢牛でこのような症状が出ますが、逆に若い牛については、蓄積に至っていませんので、最初にひっかかった扁桃や回腸などでBSEプリオンが見つかる例が多い状況にあります。

これらの知見を踏まえて、と畜牛の検査対象を30か月齢超に見直した際には特定危険部位も見直され、それまでは回腸遠位部や脊髄、神経節、脳は全てが特定危険部位でしたが、30か月齢以下の若い牛については扁桃と回腸の2か所のみを除去の対象として、それ以外の部位については特定危険部位から外す整理がされました。

(スライド9)

次にBSE検査はどのようなものかの図で、参考までに見てください。BSE検査のために必要になるのは牛の延髄、人では首の後ろにあります。この材料を用いるため、生き

たままの検査はできません。と畜された牛や死亡牛から延髄を材料として取り出して、このような厳重な安全管理を徹底した中で検査されています。

検査方法はエライザ法で、異常プリオンがあれば発色して、その発色の度合いを測定してプラスかマイナスを判定をする技術です。現在、全国では、健康と畜牛の全頭、神経症状を呈する異常牛、それと24か月齢以上の死亡牛について全頭検査を行っています。それによって、前段の飼料規制やSRMの除去が徹底して履行されているかの確認に努めています。

(スライド10)

と畜牛の検査については、資料のとおり、道の保健福祉部の出先機関で実施しています。と畜場数、と畜数なども書いていますが、これはお手元の資料をご覧ください。

(スライド11)

次に死亡牛の検査ですが、振興局の出先機関の家畜保健衛生所の死亡牛BSE検査室に死亡牛を全道から集めて、24か月齢以上の死亡牛について検査を行っています。

(スライド12)

BSE対策の実施状況で、全体をまとめた総括表になっています。

海外からは肉骨粉の輸入が禁止されています。BSE発生国からは、当然、牛の生体の輸入も禁止されています。ただし牛肉については、BSE発生国であってもその国で管理が徹底されていることが担保できれば一部解禁となっています。

国内では、農場から牛が出荷され、と畜場で食肉検査があり、さらに、そこで出た残渣や農場からの死亡牛は、最終的に化製場で化製処理の上、肉骨粉になります。ただし肉骨粉は飼料には使えないので、別なルートできちんと焼却処分されます。飼料についても、輸入飼料や国内の原料で配合飼料を製造していますが、その飼料の内容については先ほどの検査体制の中で反すう動物由来のたん白質が混ざっていないかをチェックしています。

(スライド13)

世界のBSE発生状況ですが、1989から2012年までのデータが載っていますが、このように1992年をピークにBSE発生は激減しています。ほとんどゼロに近い頭数まで世界的にも発生が減少しています。

BSEの問題が一番顕著に出ましたのはイギリスで、18万4,621頭がBSEと診断された総数になりますが、ピーク時の3万7,000頭から2012年にはわずか3頭まで減っています。

(スライド14)

次に国内の状況ですが、日本ではこれまでに36頭BSEが発生しています。残念ながらそのうち25頭が北海道での発生になっています。これまで飼料規制を中心として対策を講じてきた結果、平成14年2月以降に生まれた牛で新たな感染は認められていません。このようなことから、この5月29日に国際獣疫事務局は日本を清浄国として認定しました。

BSEの対策については、以上の流れで進んでおり、日本はBSE清浄国であることが国際的にも認知されました。このような情勢を踏まえて、国では、30か月齢超、48か月齢超の2段階でと畜牛のBSE検査対象月齢の引き上げを進めている状況にあります。この動きを受けて北海道としてもBSE対策に関し、と畜牛の検査について見直しをする必要があるのではないかと検討に入りました。

(スライド15)

これからは、その内容についてご説明します。BSE対策の見直しの検討については、まず知事の附属機関である北海道食の安全・安心委員会という機関があります。これは各界の有識者の皆さんに委員になっていただいて、食の安全・安心に関するいろいろな案件を議論していただく場となっています、その委員会で今後の北海道のBSE検査のあり方についてご議論をいただきました。

食の安全・安心委員会では、BSEは獣医学的にも、牛の流通、消費等、社会的にも影響が大きいと判断され、親委員会の下にBSE専門部会を設置し、ここに生産者団体、流通・加工団体、消費者団体、そして大学のBSE学術専門家を委員としてお招きしてBSE検査のあり方についてご議論いただいたところです。

(スライド16)

BSE専門部会は合計3回開かれました。順を追ってその検討状況の概要をご説明させていただきます。最初に第1回目のBSE専門部会での検討の内容です。

まずは、北海道が行ったBSE検査などの取り組みに対する意見について議論いただいています。道から、BSEが国内で初めて発生した当時の状況、これは、肉骨粉が流通していて、トレーサビリティ制度が確立しておらず牛の個別データが不明な部分が多かったこと、SRMの管理が今のような体制下にはなく一部不十分だったところも確かにあったこと。それを国は、BSEに対して社会的な不安が高まったため、社会不安を落ちつかせるために国産牛の安全対策について、これからきちんと対策を講じて行く趣旨から、緊急措置として全頭検査を開始しました。

その後、平成20年7月に、飼料規制は効果的に実施されている、トレーサビリティ制度も確立した、これらの対策後に国内で生まれた牛ではBSEは発生していない、BSEが発生したのは全て対策をする前に生まれて飼料を食べていたであろう牛であるとして、国は全頭検査の見直しを行いました。が、実験感染のデータの蓄積が少ない、あるいは、ピッシング、と畜処理の際の安全性確保のために牛が動かないようにする一つの方法として、脊髄を傷める方法ですが、道内では、既に実施されていなかったのですが、道外では実施されていたということを道民の皆さんにご説明した上で、今後の対応を検討した結果、「管理されたリスク」の国に認定されたことや畜場のSRM管理が十分機能し始めたといった状況はありましたが、不安要素を全面的に打ち消す材料としては乏しく、この段階では見直し議論が深まらなかったといった状況を報告させていただいています。

(スライド17)

このときの専門委員からの意見としては、このような経緯やその後の流れを踏まえると、飼料規制、SRM除去、トレーサビリティ制度などの総合的な対策で現状としては全国的にリスク管理がしっかり行われていることは確認できます、それと、と畜牛の検査等、検査ばかりがとにかく重要視されてきましたが、やはり飼料規制やSRMの除去がまずは根幹、何よりも大事であるという正しい知識を今後道民の皆さんに広めていかなければならないとのご意見をいただいたところです。

(スライド18)

第2回の専門委員会では、さらに諸外国の対応についての状況等もご報告させていただき議論いただいています。

日本で初めてBSEが発生した平成13年の段階で、欧州委員会は、BSEや羊のスクレイピーなど反すう動物のプリオン病に対してはヨーロッパ全体の統一的な取り組みが必要として、BSEの防疫管理、撲滅に関する規則が定められています。それを略してTSE規則として制定されています。その規則に基づく対策の結果、2005年にはBSEの陽性牛がEU域内で非常に減少した状況にありまして、その状況を踏まえて今度はBSEの新たな対策の見直しが議論されています。その中では、今後の対策の見直しの方向性を方針化した、ここではロードマップと書いていますが、いわゆるTSE規則をさらにTSE指針として、今後のリスク管理について明記したものを欧州委員会では公表しています。この指針、ロードマップについては5年スパンで目標を立てて作っていますので、5年後の2010年には5年間の総括を踏まえた「第二次ロードマップ」を定め直している状況です。

現在、BSEの検査対象月齢はヨーロッパではこのようなリスク評価を基に決定されていて、2012年10月以降には、ブルガリアとルーマニアを除いて欧州加盟25か国では健康と畜牛の検査は廃止することができるのではないかといいところまで進んでいる状況にある内容を専門部会に報告させていただいています。

(スライド19)

それに対して専門委員からのご意見ですが、世界的にBSEのリスクは低下しているのは間違いない、ただ、日本は、そういう状況が世界的にあるにもかかわらず、現状行われている管理措置の見直しになかなか踏み出せない状況にあることが認識できるとのご意見をいただいています。

(スライド20)

第3回BSE専門部会では、これが最後のBSE専門部会になりましたが、国内のこれまでの対応や日本あるいは、外国での取り組みの内容、そういったものを多方面から報告して議論をいただいた中で、非定型BSEについてご意見をいただいています。

今、非定型BSEがいろいろ問題になっています。日本でも2例ほど確認されていますが、原因等については明確なところの確認はなされてません。非定型BSEは世界では70例ほど発生していますが、これは、従来型のBSEが約19万例発生しているのに比べるとごくわずかな発生率です。しかも、非定型BSEはほとんどが8歳以上の牛に発生しています。

一方で、人のクロイツフェルト・ヤコブ病でもお話ししましたとおり、人でも孤発性のクロイツフェルト・ヤコブ病が毎年200人位は発生しています。いわゆる孤発性の発症メカニズムは、確固たる原因が究明されていない状況で、同じような非定型BSEも現在、同様な状況にあります。ただし、国内で2例確認された非定型BSEのうち1例が23か月齢と若い牛だったのですが、この牛については、いろいろ検査をした結果、BSEに典型的な病変は認められませんでした。そして、脳や組織を使った伝達試験、つまり健康な牛にうつるのかどうかの試験でもうつりませんでした。そのことを踏まえて、非定型BSE対策としても、飼料規制がまずきちんと継続されること。あとは、一定の年齢、ほとんどが8歳を超える牛のデータがあるので、高齢牛の検査をきちんと実施することでリスクは回避できるのではないかとのご議論をいただいています。

(スライド21)

その結果、委員の皆さんからも、プリオン病の研究は今後も継続・推進することが必要

である一方、特に非定型BSEについては、不明な点があるものの、定型BSEの対策を適切に行うことが非定型BSEのリスク管理にも有効だというご意見をいただいたところ
です。

(スライド22)

また、第3回BSE専門部会では、スーパーマーケットなど流通関係等の考え方や意識
調査の結果、そして各県へのアンケート調査結果について報告しています。

各県へのアンケート結果では、調査時点で43都府県の方針は、全頭検査をやめる方向で
検討しているところが40、どうするか検討中ところが3という状況でした。

流通業界に対する意識調査では、北海道産の牛肉が大量に消費される関東圏あるいは全
国の大都市圏で展開する大手スーパーマーケットを中心に調査したところですが、34社か
ら回答をいただきまして、日本がと畜場における検査対象月齢を議論されている科学的根
拠に基づいて世界基準、世界で実施されている月齢基準に合わせていくことについては、
79.4%、約8割が理解できると回答されています。

(スライド23)

このような内容をBSE専門部会にご報告させていただいています。これらのアンケー
ト結果についての報告に対して委員からのご意見としましては、BSE対策の一部を見直
したとしても、科学的に必要と判断される安全に係る対策は今後も継続される状況につ
いて、わかりやすい説明や丁寧な周知を道民の皆さんに行う必要があるというご意見を
いただいて、最後に、合計3回開催しましたこの部会の議論を総合的に判断して、BSE
専門部会として北海道が行うBSE検査のあり方について提言案が取りまとめられ、その
提言案は親委員会である食の安全・安心委員会に報告されました。

(スライド24)

引き続き行われた親委員会では、BSE専門部会からの案を受けて協議した結果、道に
対する提言という形でまとめられました。その内容は、ちょっと細かくてお手元の資料も
見づらくて申しわけありませんが、これが提言の原文です。横のリストは、参考文献の
リストとなっています。

左の本文ですが、これは4月24日の第3回BSE専門部会で議論された提言案をもとに
まとめられた原文になりまして、結論を説明させていただきます。

(スライド25)

これは、先ほどの提言の上段・中段を拡大した部分の抜粋になります。上段は、これま
での経過等の説明が載っています。中段の部分、そして中段最後のくだりですが、こちら
が提言の本体となっています。結論としてこれまで行ってきた取り組み、OIEで日本が
清浄国として認定される見込み、非定型BSEは不安ではあるが、これまでの科学的デー
タに基づくと、これまでのBSE対策、飼料規制、SRMの除去等の徹底プラス高齢牛の
検査を継続すればリスクは極めて低く抑えることができると考えられるというような内容
を踏まえて総合的に考慮した結果、道が今後行うBSE検査のあり方については、全頭を
対象とする必要性は認められないという提言内容となっています。

(スライド26)

ただし、条件として付帯事項が五つほど設けられています。

1番目は、道内の生産者や流通関係者並びに消費者に無用の混乱が生じないよう全国同

一できちんとリスク管理に取り組むこと。だから、北海道だけの独自の対応ではなくて、全国同一のリスク管理を確保していかなければならないこと。

2番としては、BSE対策の有効性について、今もお話しさせていただきましたが、広く道民、特に消費者の皆さんに丁寧に説明を行っていくこと。

3番目として、万が一何らかの新しい問題が確認された場合は、速やかに国に対応を求めること。

4番目は、国と道は今後、先ほど欧州委員会のところで説明しました今後何年間かを見据えたBSE対策の指針、いわゆるロードマップと言われるものを作ってリスク管理のあり方について説明していくこと。

最後に、5番目として、非定型BSEを含めたBSEの調査研究は今後も推進すること。

この五つの条件がついた上で、全頭検査の見直しについて提言をいただいていたところです。

以上が、これまでのBSE対策の道や国が行ってきた経緯と、食の安全・安心委員会で道が報告した内容、議論いただいた結果、委員からの意見、そして食の安全・安心委員会から道が受けた提言の内容について説明させていただきました。

このような流れについては、このような説明会やいろんな個別の説明の場を設けさせていただきながら皆様にご報告なりお知らせをしてきたところですが、そういった中での皆様からの声やご意見等を踏まえて、北海道として、今後のと畜場の検査を見直す方針案を定め先日公表させていただきましたので、その具体的な内容について、家畜衛生担当課長の奥田から引き続き説明させていただきます。

以上です。どうもありがとうございました。

○司 会(道農政部畜産振興課):

ありがとうございました。

○奥田家畜衛生担当課長(道農政部畜産振興課):

替わりまして、家畜衛生担当課長の奥田と申します。BSE対策の取り組み、また提言案の取りまとめまでについて主幹から説明いたしました、私からも補足いたします、BSE対策の根幹となりますのはまず飼料規制。飼料から牛に感染すると、これは牛の病気ですからこれが一番大事で、世界的にもこれを行わないとBSE対策になりません。

そして、人のほうの感染。これは人でいうところのプリオン病ですけれども、100万人に1人の方がクロイツフェルト・ヤコブ病になると言われています。毎年200名の方に自然に発生しており、高齢の方に散発的に発生するものです。

非定型BSEはこれまで世界で約70例発生していますが、これも、牛は大体食べられてしまうこともありまして、人のように生を全うすることはないので例数は非常に少ないことは事実です。動物園のように長期間と飼っていますと発病する場合がありますが、そういう意味では非常に例数が少ないところです。非定型を不安視するところもありますが、実験的に死ぬまで飼っているような状況にないものですから、なかなか例数が集まらない状況です。いずれにしましても、イギリスについてもBSE対策を行って以降、新たに変異型クロイツフェルト・ヤコブ病にかかった事例はないと言われていて、いかに飼料規制が重要かということだと思います。

前置きが長くなりましたが、先ほどの提言をいただきましたのが4月の24日です。その

後、北海道としてどう取り組むかといったことを、全国の動きを探りながら、あるいは、できることは何かを検討しながら、道内でも5月20日から3か所で説明会をさせていただきました。

そういった中で5月の23日に道は「北海道におけると畜牛のBSE検査の見直し(案)」を出しましたので、これについてご説明をします。資料をお配りしています、資料2に基づきご説明します。

2ページ目に先ほど主幹から説明した提言が載っています。この中で、先ほどもありましたが、いろいろなことを踏まえて総合的に考慮すると、付帯事項の遵守を前提として、と畜場におけるBSE検査については全頭を対象とする必要性は認められない。といったことがありまして、特にこの付帯事項の遵守をいかにするかが重要だと言われました。

1ページ目に戻りまして、この見直し(案)についてですが、まず1の対応方針の(1)基本的な考え方についてです。

まず、提言にも書かれていましたが、いずれにしましても道が行っていると畜牛のBSE検査については、提言を踏まえて全頭を対象としないことといたしました。

また、この見直しに当たりましては、現場におけるリスク管理の徹底と消費者の理解を促進するため次の三つの取り組みを行うこととしました。まず一つは飼料規制の徹底、二つ目として特定危険部位の除去の徹底、3番目としまして消費者への情報発信の強化を挙げられています。

特に飼料規制の徹底については、牛由来の肉骨粉の飼料混入がないよう、飼料販売業者・牛飼養農家に対する巡回、収去検査の頻度を高めるなどチェック機能を強化するとともに、適正な取り扱いについて指導を徹底することとしました。

2番目の特定危険部位の除去については、と畜場における特定危険部位の除去について、と畜検査員による分別管理の確認を徹底するとともに指導を強化する。新たに利用する場合はラインを別にする。例えば、今30か月齢で分かれています、30か月齢以下のものについては扁桃と回腸遠位部が特定危険部位なのですが、その他の部分は外れました。30か月齢を超えるものについてはこれまでのSRM全部で、同じ扱いにならないものですから、新たな分別管理の体制を整えるといったようなことを強化することとしました。

3番目といたしましては、このような飼料規制や特定危険部位の除去の徹底に関する道の取り組みについての広報活動の強化や、と畜場見学会の開催などを企画することとしました。

(2)提言の付帯事項への対応について、①の全国同一のリスク管理に取り組むことについては、全国同一のリスク管理が行われますよう国や他都府県等との情報共有を行うこととします。

②のBSE対策の有効性について道民だけでなく広く消費者に対して丁寧な説明を行うことについては、道外の消費者のこともありますので、国に対して説明責任を果たすよう求めるとともに、道主催のパブリックコメントやこのような説明会を何回も開催いたしまして積極的な広報活動を展開することとしました。

③の安全にかかわる新たな問題が確認された場合の話ですが、国に対して日ごろから新たな情報を発出するよう求めるとともに、新たな問題が発生しましたら速やかな対応。特に非定型などについては、新しい情報が出ました場合には速やかに国へ対応を求めること

としました。

④番目の国と道のリスク管理のあり方、先ほどもありましたが、ロードマップといったような考え方があります。長期的な強める、弱めるといったような対応について、国にロードマップ的な方針を策定していただいて、それを説明していただくことを求めることも一つありますが、飼料規制と特定危険部位の除去について現場レベルでの取り組みを新たに洗い直しまして、道としてできること、やることについて積極的に情報発信していくこととしました。

⑤番目の非定型BSEを含めた調査研究については、国に対して、動物衛生研究所で行っています、このような試験の充実強化を求めるとともに、地方独立行政法人北海道立総合研究機構の畜産試験場でも必要に応じて協力していくこととしました。

今後のスケジュールですが、現在パブリックコメントを6月22日まで30日間行っています。説明会は今日を皮切りに、明日が帯広、来週の11日が札幌、12日に函館で説明会を開催することにしています。

3ページ目は農林水産省が5月29日に公表しましたプレスリリースですが、先月末にフランスのパリで開催されましたOIE総会におきまして日本が「無視できるBSEリスク」の国、いわゆる清浄国として認定されましたので、併せてお伝えします。

今後の予定といたしましては、6月22日までパブリックコメントを実施した後、道としての考え方をホームページ等で公表しますとともに、道議会での議論もあります。このような中で検査対象月齢や見直し時期について知事が判断することとしています。

以上です。

○司 会(道農政部畜産振興課):

ありがとうございました。

ここで10分間休憩をとりまして、次に移ります。

なお、ご質問については、なるべく多くの方々からお受けしたいと考えており、効率的にお答えしていくため、市町村、所属、氏名をはっきり述べていただき、質問は1人1問ずつ簡潔にお願いいたします。

2時55分から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

－休 憩－

○司 会(道農政部畜産振興課):

時間となりましたので、質疑に移ります。

回答者は、農政部の奥田課長、小田主幹に保健福祉部食品衛生課の本郷主幹が加わり回答していきたいと思えます。

ご質問については、なるべく多くの方からお受けしたいと考えており、効率的にお答えしていくため、市町村、所属、氏名をはっきり述べてください。また、質問は1人1問ずつ簡潔にお願いいたします。

それでは、どうぞ。

質問以外に、ご提案等もありましたら。全体を通してお願いいたします。

ちょっと説明が足りないとか、ここがもう少し聞きたいことがあればお伺いしますので、

よろしく願いいたします。

○小田主幹(道農政部畜産振興課):

今、私どもで説明させていただいた内容、やっぱり限られた時間ですのでどうしてもかいつまんだ説明が多かったかと思います。せっかくご足労いただきましたので、わからない部分、どんなことでも結構ですのでこの機会にご質問いただければと思いますが、どうでしょうか。

(3)閉 会

○司 会(道農政部畜産振興課):

質問がないようなので、これもちまして説明会を終了いたします。

本日は長時間、ありがとうございました。

お帰りの際はアンケート用紙の提出をお願いいたします。出口の受付のところに回収箱を用意していますので、よろしく願いいたします。

また、現在実施しています北海道におけると畜牛のBSE検査の見直し(案)に係るパブリックコメントの募集要領を受付に用意していますので、関心のある方はお持ちください。

本日は長時間、ありがとうございました。